1 防犯教育の目標

日常生活における犯罪被害の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する防犯上の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

日常生活の中に潜む様々な危険を予測・回避し、安全な行動をとることができるようにするとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

2 防犯教育の指導の重点

小 学 校

低学年では、安全に行動することの大切さについて理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや、身の回りの危険に気付くことができるようにする。

また、危険な状態を発見した場合や、事件・事故災害時には、教職員や保護者など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

中学年では、様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付くことができるとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

高学年では、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、自分自身の安全だけでなく、家族など身近な人への安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

中学校等

小学校までに学習した内容をさらに深め、日常生活に関して安全な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、緊急時に的確な避難行動ができるようにする。

他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。また、学校、地域の防犯に関するボランティア活動等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

高等学校等

自らの安全確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。

心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。 また、安全で安心な社会づくりについて理解を深め、地域の安全に関する活動や災 害時のボランティア活動等に積極的に参加できるようにする。

3 学習指導要領における位置付け

(1)総則「教育課程編成の一般方針」

体育・健康に関する指導(小学校学習指導要領総則編 第1章第1の3)

学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、 学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における 食育の推進並びに体力の向上に関する指導、<u>安全に関する指導</u>及び心身の 健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭 科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努め ることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を 図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促 し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われる よう配慮しなければならない。

安全に関する指導においては、身の回りの生活安全、交通安全、災害安全に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要である。指導においては、関連教科や道徳、特別活動のほか、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その充実を図るとされている。

中学校、高等学校も同様に位置付けられている。

(2)総則「教育課程実施上の配慮事項」

言語活動の充実(小学校学習指導要領総則編 第1章第4の2(1))

各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。

基礎的・基本的な知識・技能を修得する学習活動、これらの活用を図る学習活動及び総合的な学習の時間を中心とした探究活動といった学習の流れを重視し、基礎的、基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図るとされている。

中学校、高等学校も同様に位置付けられている。

(3)特別活動(学級活動、学校行事)

小 学 校

〔学級活動〕(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全

カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

防犯を含めた身の回りの安全、交通安全、防災など、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解し、進んできまりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成するなどの内容が考えられる。

〔学校行事〕(3) 健康安全・体育的行事

ア 健康安全・体育的行事のねらいと内容

児童自らが自己の発育や健康状態について関心をもち、心身の 健康の保持増進に努めるとともに、身の回りの危険を予測・回避 し、安全な生活に対する理解を深め、さらに、体育的な集団活動 を通じて、心身ともに健全な生活の実践に必要な習慣や態度を育 成する。

イ 実施上の留意点

(1) 避難訓練など安全に関する行事については、表面的、形式的な 指導に終わることなく、具体的な場面を想定するなど適切に行う ことが必要である。

中学校等

〔学級活動〕(2) 適応と成長及び健康安全

キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

安全に関しては、学校内外を含めた自分の生活行動を見直し、自ら安全に配慮するとともに、危険を予測できる力や的確に行動できる力を高めていくよう日ごろから注意の喚起や指導をする必要がある。さらに、自己の安全を確保するのみならず、身の回りの人の安全を確保する態度をはぐくむことが重要である。

〔学校行事〕(3) 健康安全・体育的行事

ア 健康安全・体育的行事のねらいと内容

生徒が自己の発育、発達や健康の状態などを知り、それらの結果に基づいて、実際の生活の中で自主的、自律的に健康で安全な生活を送る意欲や態度を育成する。同時に、自他の生命の尊重を自覚し、心身の健康や安全を確保するための適正な判断や対処をする能力を培う。

イ 実施上の留意点

(イ) 安全に関する行事については、犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。また、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し、行動できる態度を身に付けること。

高等学校等

[ホームルーム活動](2)適応と成長及び健康安全

ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

学校内外を含めた自分の生活行動を見直し、自ら安全に配慮するとともに、危険を予測できる力や危険を回避し的確に行動できる力を高めていくよう日ごろからの注意の喚起や指導が必要である。・・・高校生としての自覚に立って自己の安全を確保するのみならず、身の回りの人の安全を確保する態度をはぐくむことが重要である。

[学校行事](健康安全・体育的行事)については、中学校と同じ記載。

(4)体育・保健体育科「保健」

保健学習の内容において、安全に関する基礎的・基本的内容で構成されている。

小 学 校

- 「(2)けがの防止」(第5年生)
 - ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止
 - イ けがの手当

中学校等

- 「 (3) 傷害の防止」
 - ア 交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因
 - イ 交通事故などによる傷害の防止
 - ウ 自然災害による傷害の防止
 - 工 応急手当

高等学校等

- 「(1)現代社会と健康」
 - 工 交通安全
 - 才 応急手当

(5)その他の関連教科、総合的な学習の時間

その他の教科では、各教科の内容に関連して安全が取り扱われる。校外学習を行う場合には、事前・事後指導の一環として安全に関する指導が行われることが多い。

総合的な学習の時間では、各学校の判断により、地域での危険箇所等の調査や安全マップづくりなど防犯を含む安全に関するテーマを取り上げることができる。

(6)道徳の時間

自他の生命の尊重、遵法の精神、自他の権利と義務、公徳心や社会的連帯、 正義などの内容を取り上げる。

「主として自分自身に関すること」

「主として他の人とのかかわりに関すること」

「主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」

「主として集団や社会とのかかわりに関すること」

4 具体的な指導の内容

発達の段階に応じた指導内容

<危険を回避するための指導例「いか・の・お・す・し」>

いかのおすし

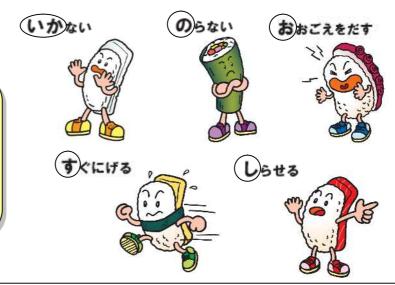
知らない人に声をかけられてもついていかない。

車にのらない。

おお声を出す。

すぐにげる。

おとなにしらせる



小学校

【日常的な取組】

校内でも人目の少ないところでは、一人で遊ばない。

校内で不審な人や物を見かけたら、すぐに先生方にしらせる。

校内放送や先生方の指示には常に注意を向けておく。

忘れ物や用事があったときは、先生方に相談し、学校から一人で外に出ない。

避難訓練では迅速に行動できるように訓練する。

帰宅後に出かける時も、できるだけ一人での行動は避ける。

知らない人に声をかけられてもついて いか ない。

不審な人に誘われたり、車やバイクに乗るように誘われたりしても拒否する。 (車に の らない、知らない人に声をかけられても、一歩離れて対応する。

□□ 防犯ブザーがあれば準備)

緊急時には、お お声を出せるようにしておく。

日頃から交番や「子ども110番の家」等、逃げ込める所を確認しておく。

(すぐ逃げる)

やむを得ず人通りの少ない所を通る時には、周りの様子によく注意する。 決められた通学路を通って登下校し、できるだけ複数で行動する。

【緊急時の対応】

校内で緊急放送や教職員の緊急指示が出された場合、指示に従ってすぐに行動する。

緊急に校外に避難した場合は、安全の確認後すぐに学校へ連絡する。

(し らせる)

危険な状況を目撃した場合には、周囲の大人に連絡し、自分の身に危険がないように行動する。また、自分の安全を守りながら、犯人の特徴等(自動車のナンバー、服装等)を覚えておき、警察や学校等に し らせる。

登下校時に危険に出会ったら、大声(お お声)で助けを求め、近くの商店や「子ども110番の家」等に駆け込む(す ぐ逃げ、 し らせる)。



【日常的な取組】

登下校は、できるだけ複数で行動するようにし、必ず通学路を通る。

部活動の朝練習や休日練習のための登下校時においても、決められた通学路で登下校し、できるだけ複数で行動する。

校内で不審な人や物を見かけたら、すぐに教職員に知らせるとともに、生徒間でも警戒を呼びかける。

校内放送や教職員の指示には常に注意を向けておく。

校内に少人数で遅くまで残らない。

部外者を校内に連れてこない。

校内では互いに居場所が分かるようにし、できるだけ単独行動を避ける。 緊急時には、大声を出せるようにしておく。

避難訓練では、迅速に行動できるように訓練する。指導された内容を十分に理解し、日ごろよりイメージトレーニングに努め、状況に応じて適切な行動が取れるようにしておく。

校外で対人的なトラブルにかかわっている場合は、学校に知らせ相談する。 帰宅後、外出するときは家の人に行き先、用件、帰宅時間を必ず知らせる。

知らない人に誘われたり、車やバイクに乗るように誘われたりしても拒否する。

日ごろから交番や「子ども110番の家」等、逃げ込める所を確認しておくとともに、公共施設、店舗、公衆電話など、緊急連絡場所となり得る場所を把握する。

地域や通学路周辺の変化や不審者に関する情報に注意を向けておき、学校に情報提供するとともに、生徒間でも情報を共有する。

やむを得ず人通りの少ない所を通る時には、周囲の様子によく注意する。

【緊急時の対応】

校内で緊急放送や教職員の緊急指示が出された場合、指示に従ってすぐに 行動する。

緊急に校外に避難した場合は、安全の確認後すぐに学校へ連絡する。

危険な状況を目撃した場合には、周囲の大人に連絡し、自分の身に危険がないように行動する。また、自分の安全を守りながら、犯人の特徴等(自動車のナンバー、服装等)を覚えておき、警察や学校等に知らせる。

登下校時に危険に出会ったら、大声で助けを求め、近くの商店や「子ども 110番の家」等に駆け込み、すぐに電話等で警察や学校等に通報する。

